

専用利用上の注意事項(令和8年度)

◇ 共通事項 ◇

1. 休園日等

- ① 水曜日を休園とします。又、12月29日(火)から翌年1月3日(日)まで休園とします。
但し、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の時は、その前日。
しかし、メンテナンス上やむをえない場合、グラウンドコンディション不良の場合、予め市長の承認を得て別に休園日を定め、又は、休園日に開園することや利用の制限や中止を行うことがあります。

- ② 整備期間等。芝生育成、グラウンド整地等のためインフィールドの使用制限期間は次の通りです。

陸上競技場 **令和8年6月8日(月)から7月10日(金)トラックのみの使用は可能です。**

令和8年10月5日(月)から11月6日(金)トラックのみの使用は可能です。

その他、必要に応じて利用を制限させていただく場合があります。

- ③ **利用申請書は、必ず、利用日の1週間前までにお問い合わせください。仮押さえ等されていても、申請書受付が無ければご利用できません。ご注意ください。**

2. 開園時間

8時30分～21時00分（但し専用利用申請があり、受付された場合は22時00分まで）

3. その他

- ① 利用時間には準備・片付け・清掃等の時間を含みます。
② 利用後は、利用前の状態に回復をお願いします。
③ 場内にはゴミ箱を設置しておりません。ゴミは利用団体でお持ち帰りください。
④ **利用終了後は、室内外の清掃をお願いします。**
⑤ 競技場内・観覧席は禁酒・禁煙です。**喫煙は指定場所にて**お願いします。
⑥ 観覧席には、ペットの同伴はご遠慮下さい。
⑦ 自家用車で御来場の場合は、極力相乗りをお願いします。
⑧ 物品を販売されるときは、事前にご連絡ください。
(担当は、庄原市都市整備課となります。許可を得られたら、公園までご一報ください。)
⑨ **ご利用日の1週間前までに必ずご来園の上打ち合わせをお願いします。**
遠方から申請の場合は、スタッフにご相談ください。
⑩ 上記③から⑥の事項については、必要に応じて大会関係者・観戦者等にお知らせください。
円滑な運営のため、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、打合せ時またはお電話にてお問合せ下さい。

◇ 施設別事項 ◇

① 陸上競技場

- * 設備の使用または用器具の出し入れの際は、その都度当方の**スタッフの立会い**をお申し出ください。
- * 砲丸投げ種目は、必ず砲丸投げ用ピットを使用してください。(ピット以外ではできません。)
- * **芝生保護のためハンマー投げ、槍投げ、円盤投げは、専用利用のみ利用できます。**
県規模の競技会では、1年に2大会程度とします。
- * **陸上競技での投てき競技、練習は必ず指導者が立ち会ってください。**
(指導者が不在の場合は使用の許可をいたしません。)
- * **競技場は全天候型であるので、スパイクピンは9mm以下とする。ただし、走高跳・棒高跳・やり投げについては12mm以下とする。**

② 球技場

- * 利用許可基準は競技大会、試合、講習会、合宿など。
- * 次の通りインフィールドでの1日あたりの利用時間は下記の通り設けます。(試合時間のみ)

| | | |
|------|-----------------------|-----------------------------|
| サッカー | 高校生以上男子 | 合計 180 分以内 |
| | 中学生以下、シニア、 高校生以上女子 | 合計 270 分以内 |
| ラグビー | 高校生以上 | 1 週間 6 試合まで (合計 180 分以内) |

- * 指定箇所に人工芝を設置していただきます。(人工芝は当グラウンドにあります。)
- * ラインは珪藻土のみを使用してください。珪藻土については実費で斡旋します。(1袋 4,600 円)
- * アップはメインスタンド前の人工芝部分又はアウトフィールド天然芝部分を使用してください。
- * 県内大会以下の規模の大会時の副審は、アップシューズで行ってください。
- * サッカーゴールの使用については、スタッフの指示を受けてください。
- * 芝生保護のため利用制限を行うことがあります。
- * **スパイクシューズで建物内を歩行しないでください。(ロビーの通り抜け禁止)**
- * ユニホームへの着替えは更衣室ならびにスタンドでお願いします。
- * 利用後のライン消しは、スタッフの指示に従ってください。
- * 試合以外では、サッカーネットに向けてボールを蹴ったり打ったりしないで下さい。
- * 備え付けのゴールを使用してください。(一般用 1組 ジュニア用 2組)
- * ゴールネットは第二器具庫(グラウンドへ向かって左側)にあります。使用後は元の場所に収めてください。
- * 場内にテントなどの設置を希望される時は、事前にご相談ください。
- * 場内での火気の使用はできません。
- * 使用後の競技運営室、審判控室等の清掃は必ず行ってください。
- * **終日練習で利用の場合は、練習メニューのタイムテーブルを提出してください。**

◇ 利用料減免利用の扱い ◇

利用料減免による利用については、必ず事前に打合せを行っていただき、所定の手続きをお願いします。
(詳細は、スタッフにお問い合わせください)

いずれにしても、使用責任者はスタッフとの事前打ち合わせをご利用日の1週間前までに必ず行ってください。

ご不明の点につきましては、スタッフにお気軽にお尋ねください。

庄原市上野総合公園指定管理者

ポラーノグループ庄原

上野総合公園陸上競技場管理事務所 担当 重森、瀧口、宮口
〒727-0004 庄原市新庄町 394

TEL 0824-72-7201 Fax 0824-72-7229

Email : polano@ueno.npo-polano.or.jp

HP <http://ueno.npo-polano.or.jp/>